



町 報

# くどまわ

日本一住みよい

1996

6

第411号

門川町



## 知事の「ふれあいミーティング」開催



地元代表者が知事との『ふれ  
あいミーティング』で生の声  
を県政に届けました。活発な  
意見や要望が相次ぎました。





# 今年度の中途失明者歩行訓練

申し込みしめ切りは8月23日です

中途失明者に對して、自立生活に必要な前訓練としての感覚訓練、歩行訓練等を行うことにより、中途失明者の社会復帰の促進を図ることを目的としています。

●対象者  
県内に居住されている中途失明者で、身体障害者手帳を所持している方。(平成六年度に申し込みをして、現在待機されている方は今回の対象と

申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●選考方法  
申込書に基づき、内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

平成六年度にすでに申込みされ、現在待機されている方と調整の上訓練が進められ

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

平成六年度にすでに申込みされ、現在待機されている方と調整の上訓練が進められ

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

平成六年度にすでに申込みされ、現在待機されている方と調整の上訓練が進められ

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

## あなたもボランティアセミナーに参加しませんか？

ボランティアのきっかけ、きっと見つかります

「一度はボランティアをしてみたい……。」こう思っている方も少なくないのではないでしょか。ところが、きっかけをなかなか見つけることができず、活動に参加できない方が多いようです。ボランティアの経験がない人の約45%は、「きっかけや機会がないから」と答えています。こうした方々にご紹介したいのが、「ボランティアセミナー」です。

門川町社会福祉協議会ボランティアセンターでは、このセミナーをきっかけにボランティア活動を活発にしようと、ただ今セミナー生を募集いたしております。セミナーに関する主なことは、つぎのとおりとなっております。

開催日 7月12日（金）  
7月26日（金）  
8月9日（金）

会場 門川町総合福祉センター（庵川）

参加対象 高校生以上でボランティア活動に取り組む意思のある方

時 間 8月23日（金）  
9月14日（土）  
9月27日（金）  
6月17日（月）  
9時30分から  
9時30分まで

定 員 20名～30名程度  
申し込み締切  
申し込み方法  
申し込み用紙（社協にあります。）により提出下さい。  
または、電話でも受け付けいたします。

宛 先 門川町庵川西6丁目60  
門川町社会福祉協議会  
電話申し込み 63-7210

## 国際チャーター便を利用される皆様へ

国際チャーター便の運航を増やして、宮崎空港の国際化を促進するため、宮崎空港を発着する国際チャーター便を利用する県内の団体・グループの皆さんに、20万円を限度と

して次のとおり補助をしていきますので、ぜひご利用ください。

詳しいことは、お気軽にご相談ください。

補助の内容  
概ね25名から49名までの団体

●申込方法等  
訓練を希望される方は、申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●訓練の時間等  
訓練の延べ期間は、概ね90時間程度で、時期は相談の上決定します。

●市町村への申込締切日  
平成八年八月二十三日（金）  
(福祉保健課)

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●訓練の時間等  
訓練の延べ期間は、概ね90時間程度で、時期は相談の上決定します。

●市町村への申込締切日  
平成八年八月二十三日（金）  
(福祉保健課)

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●訓練の時間等  
訓練の延べ期間は、概ね90時間程度で、時期は相談の上決定します。

●市町村への申込締切日  
平成八年八月二十三日（金）  
(福祉保健課)

## ワープロ講習案内

実施事業団体 宮崎県女性就業援助センター

講習課目 ワープロ講習

期 6・9 定員 20名  
内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

内 容 申込み・問い合わせ先  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

受講資格 月・水・金曜日の9時～16時  
女性対象（初心者）  
就業を有利にするため  
パソコン機器を使用しワープロ全般の基礎知識習得

## 児童手当の現況届は今月中です。

現在児童手当を受給されている方は、六月中に現況届を提出することになります。現況届をされない場合には、児童手当の支給が一時差し止めとなり、受給できなくなりますので、印鑑ご持参のうえ、必ず手続きをして下さい。

●現況届に必要なもの

二、金融機関の口座番号（受給者の口座番号であること）

三、児童が町外に居住している場合は、その児童の所属する世帯全員の住民票の写と、

四、平成八年一月二日以降転居別居監護申立書

入された受給者の方は、前住所地の平成七年分所得証明書

末子が平成八年五月までで四才に達し、受給事由が消滅した方は現況届は必要ありません。

※現況届に必要な用紙は、福祉保健課児童家庭係にあります。詳細については同係まで、お問い合わせ下さい。

宮崎県教育委員会では、女性の生涯学習を促進し、女性の能力を高めるために、地元の大学の協力のもと、《平成8年度 ニューライフ女性アカデミー～みやざき女性講座》を開設します。

《生活環境向上コース》聖心ウルスラ学園短期大学

6月3日～6月28日受講生募集期間

※申し込み多数の場合は抽選

参加申込は、電話でOK

どなたでも参加できます。

問い合わせ先

門川町庵川西6丁目60  
門川町社会福祉協議会  
電話申し込み 63-7210

内 容 申込み締切  
申し込み方法  
申し込み用紙（社協にあります。）により提出下さい。  
または、電話でも受け付けいたします。

国際チャーター便の運航を増やして、宮崎空港の国際化を促進するため、宮崎空港を発着する国際チャーター便を利用する県内の団体・グループの皆さんに、20万円を限度と

して次のとおり補助をしていきますので、ぜひご利用ください。

詳しいことは、お気軽にご相談ください。

補助の内容  
概ね25名から49名までの団体

●申込方法等  
訓練を希望される方は、申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●訓練の時間等  
訓練の延べ期間は、概ね90時間程度で、時期は相談の上決定します。

●市町村への申込締切日  
平成八年八月二十三日（金）  
(福祉保健課)

申込書に記載された内容審査及び面接調査を行った上で決定します。

申込書を市町村を経由して県に申し込んでください。

●訓練の時間等  
訓練の延べ期間は、概ね90時間程度で、時期は相談の上決定します。

●市町村への申込締切日  
平成八年

# わたしたちの 国 民 年 金

## 繰上げ請求は慎重に

### 老齢基礎年金

老齢基礎年金が受けられるのは、原則として六十五歳からですが、本人が希望すれば六十歳から受給の繰上げ請求ができます。

しかし、受給の繰上げ請求をすると、一定の割合(図1)で減額された年金となり、一生この年金額が支給され、途中で繰上げ請求の取り消しができればかりか、次のように制限があります。

(1) 国民年金以外に厚生年金保険や、共済組合に加入したことのある人は、六十歳から老齢厚生(共済)年金が受けられます。が受けられますが繰上げ受給をしますと、この老齢厚生(共済)年金の受給が六十五歳になるまで止められます。

(2) ご主人が厚生年金保険な

どに加入したことのある奥

さんが、繰上げ受給したあと、六十五歳になるまでにご主人が亡くなれるとき、遺族厚生(共済)年金が受けられるようになります。

しかし、六十五歳までは、この遺族厚生(共済)年金と繰上げ受給分は、どちらか一つしか受けられません。六十五歳になるまでに、万一障害者になったとき障害基礎年金が受けられます。が、繰上げ受給している人は、受けられません。

(3) 厚生年金保険に加入しますと繰上げ受給分の支払いは止められます。

(4) 繰上げ受給したあと、会社等へ勤めるようになります。上請求されるようにして下さい。

## あなたなら何歳から請求しますか

(図1) 繰上げ受給したときの年金額と受給額

(平成8年度現在の満額の場合の試算額)

	受給割合	繰上げ年金額	70歳までの受給額	75歳までの受給額	80歳までの受給額
60歳	58%	455,590	4,555,900	6,833,850	9,111,800
61"	65"	510,575	4,595,175	7,148,050	9,700,925
62"	72"	565,560	4,524,480	7,352,280	10,180,080
63"	80"	628,400	4,398,800	7,540,800	10,682,800
64"	89"	699,095	4,194,570	7,690,045	11,185,520
65"	100"	785,500	3,927,500	7,855,000	11,782,500

(2) 「大黒柱を亡くしたら」国民年金に加入している間に病気やけがをして、人の手を借りなければ生活できないような障害の状態となつたときに障害基礎年金が受けられます。

(3) 「大黒柱を亡くしたら」国民年金の加入者や老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子は、遺族基礎年金が受けられます。

以上のように三種類の基礎年金がありますが、自営業者等の第一号被保険者には、独自付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。

このように、いろんなとき、年金が受けられますがないずれも、一定期間の保険料を納めていることが必要です。保険料は毎月忘れずに納めることが大切です。

詳しいことは、町民課年金係にお尋ね下さい。

国民年金は、お年寄りになつたとき、病気やけがで万一障害者になつたとき、一家の柱である夫が亡くなり母子家庭になつたときなど、いざと

(1)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(2)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(3)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(4)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(5)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(6)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(7)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(8)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(9)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(10)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(11)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(12)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(13)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(14)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(15)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(16)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(17)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(18)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(19)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(20)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(21)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(22)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(23)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(24)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(25)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(26)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(27)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(28)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(29)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(30)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(31)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(32)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(33)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(34)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(35)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(36)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(37)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(38)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(39)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(40)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(41)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(42)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(43)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(44)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(45)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(46)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(47)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(48)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(49)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(50)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(51)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(52)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

(53)『年をとつたら』原則として、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて

いうときに生活の安定を守るために制度です。

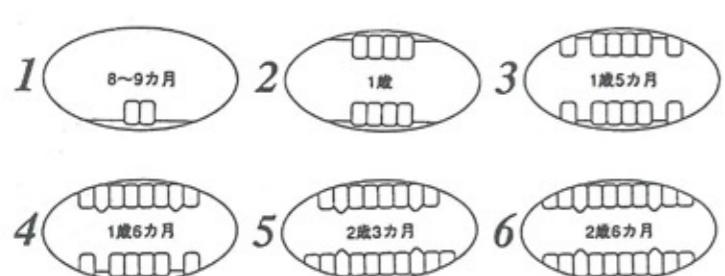


# 丈夫に<sup>そ</sup>だて歯も<sup>そ</sup>だて 赤ちゃんのために バランスの良い食事をとりまし



ママリンのおなかが、どんどん大きくなってきます。  
おなかの中で、チビタンがどんどん成長しています。  
そして、乳歯も妊娠6週後ぐらいから成長をはじめます。  
このころが、将来生えた乳歯が丈夫になる基となる大切な時期です。  
妊娠中期になると、ほとんどの乳歯の石灰化が進み、  
誕生するころに第一大臼歯の石灰化がはじまります。  
このように赤ちゃんの歯は、妊娠中にある程度までできあがります。  
チビタンが丈夫にそだって、歯も丈夫になるように、  
ママリンはバランスの良い食事をとりましょう。

### 乳歯の生える一般的な順序



永久歯は上下合わせて32本（親知らずを含めないと28本）あります。が、乳歯は上下20本です。乳歯が生えてくるのは生後8～9カ月からで、まず下の歯茎の中央が膨らんで生え出します。乳歯が生える時期や順序には個人差がありますが、およそ一定の流れがあります。前歯のほうから奥歯のほうへ進みます。乳歯がすべて生え揃うのは2歳半前後です。

**毎日の歯磨きが健康な歯をつくります**

「8020（ハチマルニイマル）運動」をご存じですか。これは、約20本の歯があれば食生活に特に支障がないといわれていることから、80歳になっても自分の歯を20本は残そうという運動です。しかし、75歳以上の人の歯の本数は、平均で

5本を下回っているのが現状となっています。

6月4～10日は、「歯の衛生週間」です。一生を通して、自分の歯で季節の味を楽しめるよう、日ごろから歯の手入れを怠らないようにしましょう。



## 被爆者手帳をお持ちの皆様へ

おてもとの被爆者手帳は、有効期限が平成8年7月31日までとなっております。お近くの保健所で手帳更新を行いますのでお早めに手続きをお済ませください。

手帳更新受付期間 平成8年7月15日(月)から  
更新に必要なもの 平成8年7月31日(水)まで  
お問い合わせ先 現在お持ちの被爆者健康手帳  
日向保健所  
☎0982(52)5101  
県庁保健予防課  
☎0985(26)7079まで

## 6月から予防接種が 始まります(6月～9月の間のみ)



性脳炎になります。流行は西日本地域を中心になりますが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。この地域で飼育されているブタでの流行は毎年6月からはじまり10月まで続きますが、この間に80%以上のブタが感染しています。好発年齢は60歳を中心とした成人と5歳未満の幼児です。以前には小児、学童に好発していましたが、予防接種の普及で減っているものと思われます。

感染者のうち1,000人中5,000人に一人が脳炎を発症します。脳炎のほか無菌性髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もあります。脳炎にかかる時の死亡率は約15%ですが、神経の後遺症を残す人が約50%あります。ぜひ予防接種を受けておきましょう。

北海道を除く日本全国には日本脳炎ウイルスに感染したブタとウイルスを運ぶ蚊(カ)がたくさんいます。3歳を過ぎたら受けましょう。

ワクチン	対象年齢	標準的な接種年齢	回数	間隔	備考
日本脳炎	1期初回	生後6～90月	3歳	2回	1～4週
	1期追加	1期初回終了後おむね1年をおく	4歳	1回	
	2期	9～12歳	小学校4年	1回	
	3期	14～15歳	中学校2年	1回	

## 『コスモス教室』 の ご案内

高脂血症ってどんな病気?  
どんな注意が必要なの?

毎回テーマを変え、成人病に関する基礎知識を学ぶ“コスマス教室”を7月～10月第1火曜日開催予定です。(定員に満たなければ中止します)成人病にかかっている方、興味のある方、参加してみませんか?

申込〆切 6月21日(金)  
申込先：役場福祉保健課  
☎63-1140  
(内線18)

子供さんの健康状態の良い時に下記病院でうけましょう。

接種病院	接種曜日	受付時間	受付場所
田中病院	月～金 (祝・祭日除く)	AM 9:00～11:30 PM 2:00～4:00	外来受付
	土	AM 9:00～11:30	
日向病院	水・木 (祝・祭日除く)	14:30～ 15:00	小児科外来 (前日までに電話予約 が必要)
白石病院	火～金 (祝・祭日除く)	14:00～ 15:00	外来受付
小島医院	月～金 (祝・祭日除く)	15:00～ 17:00	外来受付

問い合わせ先：役場福祉保健課健康づくり係 TEL 63-1140（内）18



## 水難事故を防ごう

あたたかくなつて水難事故の発生が心配されます。子供の水遊び大人の釣り中の事故と原因ははつきりと分かれています。

子供の水遊びは、ほとんど

保護者が目を離した僅かな時

間に発生しているようです。危険な場所で遊んでいる子供たちをみかけたら一声かけてやめさせましょう。

また大人の場合釣りの心得として、常に新しい気象情報を聞くようにラジオ等を準備し、無理はやめましょう。

## オウム事件逃走犯人逮捕に協力を

現在、皆さんのおかげで、麻原被告をはじめとする、多くのオウム真理教事件被疑者を逮捕することがでました。しかし逃走中の手配者はまだ数多く残っています。事件

### 町内の交通事故

人身	死亡	物損
9件 11名けが	0件	26件

町内の事件・事故

### 刑法犯

自転車盗	車上狙い	置引	器物損壊
12件	1件	1件	1件

貴方の近くに犯人が

逃走中の犯人は全国に散らばっていると考えられます。昨年教団幹部の遠藤誠一被告が宮崎市内のホテルに宿泊していたことがあり手配中の容疑者が宮崎に立ち寄ることが充分考えられます。皆さん近くに潜んでいるかもしれません。警察も全力をあげて捜査中ですが皆さんからの情報がいちばんの決めてとなります。どんな事でもけつこうですから警察への情報をお願ひします。

## 悪質商法にご用心

警察庁のまとめによると、平成7年に摘発された「悪質商法事犯」のなかで、「訪問販売等事犯」の事件数が大幅に増えています。特に、サラリーマンやOLの転職願望や、厳しい就職戦線を戦っている大学生の資格取得ブームにつけ込んだ資格商法の被害が目立ちます。若者だけでなく、主婦やお年寄り、災害の被害者といった弱い立場の人たちにターゲットを絞る巧妙な手口も判明しました。「悪質商法? わたしには関係ないわ」。もし、そのように考えている人がいたらご用心。悪質商法の魔の手はそんなあなたの心のすき間に忍び寄ってくるのです。

## ますます巧妙になる悪質商法の手口

警察庁が発表した『生活経済事犯の取締り状況』によると、平成7年中に「悪質商法事犯」として検挙された事件は138件と、前年に比べて約14%増えています。商法別にみると、「消防署のほうからきた」と言って消防器などを買わせる「かたり商法」や、お客様を興奮状態に陥れ、巧みな話術で布団や医療用具などを高額な値段で買わせる「催眠(SF)商法」が目立ちます。また、主に若者をつけ狙う「電話勧誘による資格商法」の被害も依然として後を絶たず、それどころかますます悪質化しているのです。

### 覚えておこうクーリング・オフ制度

一定の期間内であれば、購入者は販売業者に対し、書面によって無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、訪問販売の場合は、クーリング・オフができることを書面で知られた日から8日以内、会員を増やしながら高額な商品を買わせるマルチ商法の場合は、契約を結んだ後に交付される書面をもらった日から14日以内です。

(注意) 訪問販売法の改正法案が、第136回通常国会に提出されました。クーリング・オフ制度の改正案の内容は以下のとおりですので、今後の同法改正の動きにご注意ください。

- ・マルチ商法の場合、クーリング・オフの期間が20日間に延長される。
- ・「電話勧誘販売」についても同法が適用され、8日間のクーリング・オフ期間が設けられる。

### 悪質商法に関する相談・問い合わせ

悪質商法の被害に遭ったり、脅かされたときはお近くの警察署、交番、駐在所へどうぞ。また、市区町村などの消費者相談窓口や各消費者センターなどでも相談を受け付けていますので、ご利用ください。

## みんなの広場

### 消費生活で困つたらくらしのアドバイザーへ

訪問販売や通信販売、あるいはクレジット契約など、私達のくらしは大変便利になりましたが、その反面必要になりましたが、契約させられたり、高額で支払いが困難になるなどトラブルもなくあります。

消費生活に関することで困ったことがありますら、お気軽に「くらしのアドバイザー」にご相談ください。

#### サルビア例会句

あけやらぬ東の空を雁かへる  
黙々と白髪抜く手の春炬煙を見る  
桜咲く命は雨と風が知る

小野タケ子  
出田静香  
林田保文  
吉井一城

腰伸す田植の人や姫なり

尺穂のはかるに任す余命かな

山本雪洋

父母の残しきれたる野菜畠う

まれに来て書物を探す図書室の

書架は楽しもニスの匂ひす

岩佐孝

門川五十鈴煙歌会例会詠

門川五十鈴煙歌会例会

## 今月の主な行事

- 1日㈯・せんてい講座(13:00～ 門川農高)  
・乙島学園(13:00～ 門川農高)
- 2日㈰・かどがわ日曜朝市(7:00～9:00 アピオ前)
- 3日㈪・初級英会話教室(19:00～ クリエイティブセンター)  
・中級英会話教室(20:10～ クリエイティブセンター)  
・血圧測定(9:30～11:00 役場町民室)  
・マタニティ教室(13:30～15:00 役場宿直室)
- 5日㈬・かどがわ大学(19:30～ クリエイティブセンター)  
・中国語会話教室(19:30～ クリエイティブセンター)  
・2才児歯科健診(H5年12月～H6年1月生、  
13:15～13:45受付 福祉センター)
- 10日㈪・初級英会話教室(19:00～ クリエイティブセンター)  
・中級英会話教室(20:10～ クリエイティブセンター)
- 11日㈫・地域婦人定例会(19:30～ 中央公民館)
- 12日㈬・さるびあ塾(9:30～ 中央公民館)  
・中国語会話教室(19:30～ クリエイティブセンター)  
・ツベルクリン反応(生後3～48か月児、14:00～  
14:30受付 クリエイティブセンター)
- 14日㈮・BCG接種(生後3～48か月児、14:00～14  
:30受付 クリエイティブセンター)
- 15日㈯・農高まるごと講座(13:00～ 門川農高)  
・野菜づくり講座(13:00～ 門川農高)  
・中級園芸講座(13:00～ 門川農高)
- 16日㈰・かどがわ日曜朝市(7:00～9:00 アピオ前)
- 17日㈪・初級英会話教室(19:00～ クリエイティブセンター)  
・中級英会話教室(20:10～ クリエイティブセンター)
- 18日㈫・文学講座(19:30～ 中央公民館)
- 19日㈬・かどがわ大学(19:30～ クリエイティブセンター)  
・中国語会話教室(19:30～ クリエイティブセンター)  
・3才児健診(H5年3～4月生、13:30～14:00  
受付 福祉センター)
- 24日㈪・初級英会話教室(19:00～ クリエイティブセンター)  
・中級英会話教室(20:10～ クリエイティブセンター)
- 25日㈫・成分献血(10:00～15:00 役場)
- 26日㈬・乳児健診(H8年2～3月生、13:30～14:00受  
付 福祉センター)  
・献血(10:00～11:30 JA門川支店、12:00～  
13:30 サカエニット門川、15:00～17:00 田  
中病院)
- 29日㈯・農高まるごと講座(13:00～ 門川農高)  
・中級園芸講座(13:00～ 門川農高)  
・乙島学園(13:00～ 門川農高)

## 町の人口 5月1日現在

男	女	計	世帯数
9,038 (9,032)	10,101 (10,084)	19,139 (19,116)	6,181 (6,130)

( )内は前月

発行／門川町総務課  
〒889-06 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1  
TEL (0982) 63-1140㈹

## 生涯学習公開講座 さるびあ塾

6月

## 「なおよく 生きるために」



## 今年度の講座がスタート

見る、聞く、感ずること  
は、健康と若さの秘訣です。  
今年も多彩な内容で開催  
します。いま、何かを感じ  
てみたいあなた。きっと何  
か見つかるはず。  
さがしにきませんか？

期日 6月12日(水)  
時間 午前9時30分～11時30分  
講師 甲斐徳義氏  
場所 法泉寺住職 中央公民館

この度、五十鈴地区の長友  
誠氏より、長男純二さんの死  
去に伴ない、香典返しとして、  
消防福祉関係に役立てて頂き  
たいと、金十万元の御寄付を  
いただきました。

御家族の趣旨に添い有効に

## 寄付お礼

蛇口をひねればいつでも飲  
める水道水。しかし、もし水  
が出てこなかつたらどうでし  
ょうか。水は生命の維持や生  
活に必要な命綱です。  
節水などで水を大切に使う  
よう心がけましょう。

この度、左記の皆様より社  
会福祉事業に役立てて下さい  
と御寄付をいただきました。  
厚くお礼申し上げます。  
宮ヶ原 森島貞男様より

金六千八円

城屋敷 安田捨雄様より快気  
祝の寄付金として  
金五万円

宮崎市 穂積孝様よりフォー  
シーズン門川写真コンテスト  
優秀賞賞金を寄付

金一万元

門川町社会福祉協議会

三万円	尾末東	坂本	神田
三万円	西栄町	吉本	黒田
三万円	加草一区	チヨ子	茂弘
三万円	上納屋一区	（金五）	（マサエ）
二万円	加草一区	（ミツエ）	（栗原クワ）
二万円	三浦フミエ様	（唯市）	和子様

活用させて頂きますと共に、  
慎んで心からお礼を申し上げ  
ます。

## 寄付お礼

香典返しとして、社会福祉  
事業にと御寄付をいただきま  
した。

ここに厚くお礼申し上げま  
すとともに、故人の御冥福を  
心からお祈り申上げます。  
なお、使途につきましては、  
その趣旨にそいまして、社会  
福祉事業に活用させていただ  
きたいと存じます。